

平成 28 年度 第 4 回

愛南町定例農業委員会議事録

招 集 年 月 日	平成 28 年 7 月 25 日(月) 16 時 00 分～16 時 35 分					
招 集 の 場 所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 <u>24 名</u> 欠席委員 <u>3 名</u>	議席 番号	氏 名	出欠 の別	議席 番号	氏 名	出欠 の別
	1	和喜田 重則	欠	15	太田 憲男	出
	2	畑田 藤志郎	出	16	土居 尚行	出
	3	岡添 薫代	出	17	倉田 健二	出
	4	松本 隆	出	18	河野 仁	出
	5	増崎 淳子	出	19	大黒 富与	出
	6	宮本 俊三	出	20	山平 重治郎	出
	7	上田 來喜	出	21	西崎 梅一	出
	8	佐藤 恵子	出	22	埜下 浩孝	出
	9	山口 深	出	23	船平 晃	出
	10	山本 哲也	欠	24	赤松 作男	出
	11	和泉 壽男	出	25	山田 聡	出
	12	西口 孝	出	26	藤井 吟一郎	出
	13	門田 茂	出	27	谷口 八千代	出
14	山本 洋文	欠				
議事録署名人	4	松本 隆		5	増崎 淳子	
職務のため総会に 出席した者の氏名	事務 局長	吉村 克己		課長 補佐	松本 仁志	
会議の内容	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について 議案第5号 農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)					

平成 28 年度第 4 回愛南町定例農業委員会次第

議長(会長)	只今から平成 28 年度愛南町農業委員会第 4 回定例総会を開会致します。
会長	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。西崎会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	<p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は 27 名中 24 名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。</p> <p>まず、日程第一、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に、4 番、松本 隆委員と 5 番、増崎 淳子委員を指名致します。</p> <p>それでは、日程第二、議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認頂きますようお願い致します。</p> <p>受付番号 8 番、僧都 1017 番 1 でございます。地目・面積は田・632 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 266.2a でございます。</p> <p>受付番号 9 番、緑乙 2482 番 1 外 4 筆でございます。地目・面積は畑・9,933 m²で 3 条無償移転でございます。経営面積は 159.4a でございます。</p> <p>受付番号 10 番、御荘平山 1619 番外 1 筆でございます。地目・面積は畑・5,974 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 939.8a でございます。</p> <p>受付番号 11 番、御荘平山 23 番でございます。地目・面積は畑・2,463 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 71.2a でございます。</p> <p>受付番号 12 番、中浦 66 番外 8 筆でございます。地目・面積は畑・20,226 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 287.8a でございます。</p> <p>受付番号 13 番、御荘長洲 1096 番でございます。地目・面積は畑・4,788 m²で 3 条有償移転でございます。経営面積は 64.8a でございます。</p> <p>以上 6 件でございます。申請書等また現地確認した結果、第 3 条第 2 項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほど宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと

委員	<p>思います。8 番お願い致します。</p> <p>10 日程前に譲渡人の叔父になる方が来られまして、説明を受けました。譲渡人は申請地の買い手を探されよって色々話よったら、そしたらここを買受けようかという方がおられて、話がついたそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に 9 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は西柳です。譲受人は譲渡人の孫やないかと思います。調査書の通りです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に 10 番の案件ですが、河野委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p>
	<p>(河野委員退室)</p>
委員	<p>場所は南宇和高校農業科の園地付近なんですが、現在みかんを作っているんですが、引き続きみかんを作るそうです。借り手は若手で農業には熱心な方</p>

	<p>なので、ちゃんとみかんを作ってくれると思います。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>(河野委員入室)</p>
議長(会長)	<p>次に 11 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は御荘平山です。譲受人は 20 代の方で引き続き、柑橘栽培をされるそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に 12 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は中浦の〇〇自動車の裏あたりです。現在、みかん園になっているのですが、一年程手をかけていない状態です。そして、譲受人は引き続き、みかんの栽培をされるそうです。このまま放置して、山になるよりはいい話やないかと思ひます。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>

議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。次に13番お願い致します。
委員	場所は御荘長洲のお寺を過ぎて、道を左に行った所です。譲受人は30代の方で引き続き、柑橘栽培をするそうです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号1番、御荘菊川2130番、地目・面積は畑・108㎡でございます。転用目的は倉庫でございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>受付番号2番、御荘平山953番3、地目・面積は田・272㎡でございます。</p>

	<p>転用目的は倉庫でございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>申請につきましては担当農業委員さんより調査書も提出頂いております。</p> <p>以上2件でございます。ご審議宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は国道56号線から浜という地域に入ります。私が知る限りずっと倉庫が建っておりまして、始末書が出ております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。次に2番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は航空写真を見て頂いたらと思うんですが、JAえひめ南のマルエムのすぐ隣でございます。倉庫は30年余りに既に建っています。始末書も出ております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定</p>

	を致しました。
議長(会長)	次に議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号9番、緑乙3292番、地目・面積は畑・204㎡でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。</p> <p>また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で第2種農地と判断されます。</p> <p>申請につきましては担当農業委員さんより調査書も提出頂いております。</p> <p>以上1件でございます。ご審議宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。9番お願い致します。
委員	場所は緑小学校より僧都に向かって県道ずっと行った所の左側に住宅が何軒か建つとる所の一部の土地です。譲渡人と譲受人は親子です。申請地には今まで家があったんですが、それを壊して譲受人が家を建てるそうです。ずっと宅地と思っていたところが、地目が一部畑となっていたので、今回始末書付きでの申請となりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
議長(会長)	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
議長(会長)	無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。
議長(会長)	次に議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更

事務局	<p>申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番、城辺甲 4802 番 3、地目・面積は畑・74 m²でございます。計画通り事業を遂行できない理由といたしまして、「当初の想定以上の造成費がかかることが分かり、計画を再検討し、必要最低限の面積で工事を行うこととした。」ということです。</p> <p>以上 1 件でございます。ご審議お願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、1 番の案件ですが、畑田委員が議案当事者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(畑田委員退室)</p>
委員	<p>事務局の説明の通りです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>(畑田委員入室)</p>
議長(会長)	<p>次に議案第5号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号、農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p>

	<p>ます。</p> <p>受付番号 138 番は再設定で、正木 2348 番外 1 筆、地目・面積は田・811 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 139 番は再設定で、増田 4796 番 1、地目・面積は田・1,407 m²、賃貸借で生産物は水稻、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 140 番は新規で、御荘菊川 3330 番外 1 筆、地目・面積は畑・11,697 m²、賃貸借で生産物は果樹、期間は 3 年でございます。</p> <p>以上いずれの案件におきましても農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての議案の審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議 長 西 崎 梅 一

議事録署名人

議事録署名人